

# 広島県老人福祉施設連盟規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この連盟は、広島県老人福祉施設連盟（以下「連盟」という）という。

第2条 連盟の事務所を広島県社会福祉協議会内におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 連盟は、会員相互の連絡調整をはかり、老人福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整及びその他の社会福祉施設団体との連携
- (2) 施設の経営及び老人福祉に関する調査研究
- (3) 国、県、社会福祉協議会、共同募金会及びその他の関係官公庁団体との連絡  
協調並びにこれらに対する陳情請願等
- (4) 施設職員の資質の向上をはかるため、研修会等の開催
- (5) 広報に関する事業
- (6) その他、連盟の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会 員

第5条 連盟の会員は、広島県内（但し、広島市内を除く）に所在する老人福祉法に定める事業を行う社会福祉法人が経営する施設またはそれに準ずる事業所（以下「施設等」という）をもって構成する。

第6条 連盟の趣旨に賛同して入会を希望する前条の施設等は、書面により入会申込書（様式1）を提出し、理事会の承認を得て会員となることができる。

第7条 連盟を退会しようとする会員は、書面により退会願書（様式2）を提出し、理事会の承認を得るものとする。

第8条 連盟は、次の各号の一に該当する場合、会員を理事会の決議により除名することができる。この場合において、連盟は、その会員に対しその旨を通知し、かつ、理事会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 会費を6か月間以上滞納した場合
- (2) 同一法人が経営する施設等の一部だけを残し、他の施設等を退会する場合
- (3) 連盟の名誉を著しく損なう行為をした場合

## 第4章 役員及び事務

第9条 連盟に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 4名以上
- 理事 6名
- 監事 2名

第10条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1)会長、副会長は、会員の互選とする。
- (2)理事は、各ブロックごとに1名選出する。
- (3)監事は、会員の互選とする。
- (4)役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。  
補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 会長は、会務を総理し、連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は会長が指名した順により会長の職務を代理する。  
また、別に定めるところにより、第6章部会及び第7章委員会をそれぞれ担当する。
- 3 理事は、重要な会務の処理にあたる。
- 4 監事は、業務を監査し、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第12条 連盟に顧問をおくことができる。

- 2 顧問の選任は、会長が指名し、理事会において決定する。

第13条 連盟の事務は、広島県社会福祉協議会に委託する。

## 第5章 会議

第14条 総会は、会員である施設の代表をもって構成し、年2回以上開催する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
  - (1)事業計画及び事業報告に関する事
  - (2)予算及び決算に関する事
  - (3)規約の改廃、その他連盟の運営に関し重要な事項

第15条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成し、必要の都度開催する。

なお、理事が欠席する場合には、あらかじめ定めた代理者を出席させるものとする。

- 2 理事会は、次の事項を議決する。
  - (1)総会に付議する事項
  - (2)総会の議決を要するもので緊急を要し、会長において総会を開催するいとまがないと認められた事項

- (3) 総会において委任された事項
- (4) その他、会長において必要と認めた事項

- 第16条 総会及び理事会は、会長が招集する。
- 2 総会の議長は、その都度会員の互選とする。
  - 3 理事会の議長は、会長とする。
  - 4 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
  - 5 会議の議決は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 部 会

- 第17条 連盟の調査研究のために、次の部会を設けることができる。

小規模特養部会（定員 40 床以下の特別養護老人ホーム）  
養護老人ホーム部会  
軽費・ケアハウス部会  
デイサービスセンター部会  
ユニットケア部会

- 2 総会の議決を経て、前項以外の部会を設けることができる。
- 3 各部会の構成員は、その業種に属する会員施設とする。
- 4 各部会に、部会長、副部会長を各1名おく。部会長、副部会長は、各部会構成会員によって互選とする。
- 5 部会長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 部会長、副部会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠による部会長、副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第18条 各部会は、会長が招集する。
- 2 第16条4項及び5項の規定は、各部会についても準用する。

## 第7章 委員会

- 第19条 連盟の業務執行のために、次の委員会を設ける。

総務委員会  
研修委員会  
広報委員会  
21世紀委員会

- 2 総会の議決を経て、前項以外の委員会を設けることができる。
- 3 委員は、各委員会ごとに各ブロックから1名ずつ選出する。なお、総会において委員会が構成された後、必要に応じて、委員長は、会長の承認を得て委員を増

員することを妨げない。

4 委員会に、委員長、副委員長を各1名おく。委員長、副委員長は、各委員会構成会員によって互選とする。

5 委員の任期は、2年とする。但し、第2項の委員については1年とする。

第20条 委員会は、会長が招集する。

2 第16条第4項及び第5項の規定は、委員会についても準用する。

## 第8章 会費

第21条 会費は、別表1のとおりとする。

2 会費及び負担金の額の決定、変更は理事会において検討し、総会の承認を得る。

## 第9章 会計

第22条 連盟の経費は、会費及び負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第23条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 会計の出納は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって閉鎖する。

## 第10章 現金及び資産の管理

第25条 現金、その他資産は、確実な方法で保管しなければならない。

## 第11章 規約の変更及び改正

第26条 この規約を変更及び改正する場合は、理事会において検討し総会の議決を得る。

第27条 この規約に定めるものの他、連盟の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和34年11月20日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和39年4月28日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和52年6月23日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和57年1月29日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和60年3月28日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、平成4年4月1日から施行する。

但し、厚生委員会に関する規程は、平成5年3月31日まで従前のとおりとする。

附 則

1 この改正規約は、平成7年4月27日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、平成13年6月19日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、平成13年12月7日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、平成14年4月1日から施行する。

但し、第14条に定める部会のうち、特別養護老人ホーム部会及び養護老人ホーム部会並びに軽費・ケアハウス部会に関する規定は平成13年4月1日から適用する。

2 平成13年度第3回総会において選出される第6条の役員及び第14条の部会の部会長及び副部会長、並びに第16条の委員会の委員の任期は、それぞれの規定にかかわらず、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの1年間とする。

附 則

1 この改正規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、平成16年9月24日から施行する。

但し、21世紀委員会の委員の任期は、第16条の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

附 則

1 この改正規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、平成27年4月1日から施行する。

## 広島県老人福祉施設連盟規約施行規則

第1 条 この規則は、広島県老人福祉施設連盟規約（以下「規約」という）の施行について必要な事項を定める。

第2 条 規約第10条にいうブロックとは、次のとおりとする。

東部地区	福山ブロック	尾道ブロック	三次ブロック
西部地区	東広島ブロック	呉・海田ブロック	廿日市・可部ブロック

第3 条 規約第16,18条及び第20条の規程により、会長名をもって発する文書には、会長印の押捺を省略することができる。

第4 条 規約第17条第1項の各部会の主な担当業務は次のとおりとする。  
 なお、運営方法については各部会の実態に則してさだめることができるものとする。

小規模特養部会	小規模特養の経営に係る調査研究、研修事業の実施
養護老人ホーム部会	養護老人ホームの経営に係る調査研究、研修事業の実施
軽費・ケアハウス部会	軽費ケアハウスの経営に係る調査研究、研修事業の実施
デイサービス部会	デイサービスセンターの経営に係る調査研究、研修事業の実施
ユニットケア部会	ユニットケアに係る調査研究、研修事業の実施

第5 条 規約第19条1項の各委員会の主な担当業務は、次のとおりとする。

総務委員会	施設経営上の諸課題に関すること 連盟の組織運営に関すること 連盟執行部からの付託事業に関すること その他、他の部会・委員会に属さない事項に関すること
研修委員会	各種研修に関すること 県社協研修計画との連絡調整
広報委員会	連盟の広報に関すること ホームページに関すること
21世紀委員会	全国21世紀委員会への参画 中国ブロックカンントリーミーティングの運営協力 次世代人材育成のための研修会の推進 各大会への運営協力と参画

附 則

1 この施行規則は、昭和51年11月12日から実施する。

附 則

1 この施行規則は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

1 この施行規則は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

1 この施行規則は、平成4年4月1日から実施する。

但し、厚生委員会に関する規程は、平成5年3月31日まで従前のとおりとする。

附 則

1 この施行規則は、平成7年4月27日から実施する。

附 則

1 この施行規則は、平成14年4月1日から施行する。

但し、第14条に定める部会のうち、特別養護老人ホーム部会及び養護老人ホーム部会並びに軽費・ケアハウス部会に関する規定は平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正施行規則は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

1 この改正施行規則は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

1 この改正施行規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正施行規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正施行規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正施行規則は、平成27年4月1日から施行する。

# 入 会 申 込 書

広島県老人福祉施設連盟  
会 長 様

この度、貴連盟に入会いたたく入会申込書を提出します。

届出年月日 年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

㊟

事業所名	事業所種別	施設長名	定員	TEL.FAX.Email
				TEL FAX Email
				TEL FAX Email
				TEL FAX Email
				TEL FAX Email
				TEL FAX Email



様式 2

## 退 会 願 書

広島県老人福祉施設連盟  
会 長 様

この度、貴連盟を退会いたしたく退会願書を提出します。

届出年月日 年 月 日

法 人 名

事業所名

事業所代表者名

印

別表 1

連盟の会費及び負担金の額は次のとおりとする。

養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	定員割 1床 @ 1,100円
特別養護老人ホーム	定員割 1床 @ 1,100円  ショートステイ定員割 1床 @ 600円
デイサービスセンター	均等割 1箇所 @10,000円 ※定員 15 名未満（単独型を除く）については、 会費を求めない。

県社協会費分

平均割 @23,000円 + 定員割 1床 @110円

事務委託費 県社協会費×0.8 + 基本額 10,000円